

平成28年度

第11回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

平成29年2月28日

平成 28 年度 第 11 回越知町農業委員会総会議事録

平成 29 年 2 月 28 日 越知町農業委員会総会を越知町役場 3 階大会議室に召集された

1. 会議日 平成 29 年 2 月 28 日（火） 午前 8 時 55 分～9 時 45 分

2. 出席委員（12 名）

1 山崎 耕助	2 藤原 幸子	3 松井邦夫	4 中内 京子
5 楠瀬 克之	6 斎藤 秀夫	7 斎藤 俊彦	8 箭野 正昭
9 大原 利武	10 片岡 政彦	11 和田 昌夫	12 片岡 久一郎
13	14		

欠席委員（2 名） 岡林富士男 須内啓次

事務局職員出席者

局長 田村幸三 農政係長 橋村和佳

3. 本会に出席を求めた者

4. 議事

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 非農地証明願いについて

議案第 30 号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5. その他

6. 閉会

開会及び会議 午前 8 時 55 分

会 長 おはようございます。定刻より 5 分程早いですが、みなさんお忙しいと思いますので始めたいと思います。本格的な春を迎えまして忙しくなってきました。一雨ごとに、おそらく暖うなってくると思いますが、草もよう太ってくれるようになりましたので、みなさん忙しくなると思います。本日は岡林委員と須内委員が欠席でございます。最初、事務局から説明あったように、議案の差し替えがありますのでよろしくお願いします。

それでは、本日の署名委員は箭野委員と齋藤俊彦委員よろしくお願いします。それでは議題に入ります。

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい説明します。1 番 譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人 〇〇〇〇さん。調査委員は山崎委員です。土地の所在地番は〇〇字〇〇1691 番。地目は、台帳・現況共に畑、面積は 23.00 m<sup>2</sup>の 1 筆です。事由は贈与となっております。2 番は譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇さん、こちらも調査委員は山崎委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇1634 番イ、地目は台帳・現況共に畑の 33.00 m<sup>2</sup>、他、畑が 10 筆の 1953.00 m<sup>2</sup>と田が 5 筆の 1224.00 m<sup>2</sup>で合計が 15 筆 3177.00 m<sup>2</sup>です。事由が贈与となっています。次のページですけれども、譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇さん、調査委員は箭野委員です。土地の所在地番は、〇〇字〇〇2712 番、地目は台帳・現況共に畑、面積は 628.00 m<sup>2</sup>、他合計畑が 6 筆の合計 1512.00 m<sup>2</sup>です。事由は売買となっております。4 番、譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇〇さん、調査委員は片岡久一郎委員にお願いしております。土地の所在地番は、〇〇字〇〇127 番、地目は台帳が宅地、現況が畑の 19.83 m<sup>2</sup>、他現況で畑が 4 筆の 779.34 m<sup>2</sup>です。事由は贈与となっております。

以上 4 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から 6 号に該当しないことは、書面にて確認しております。地図・切図等お配りしておりますので参考にして下さい。以上です。

会 長 はい、それでは各委員さんの説明をお願いします。3 番の調査委員の箭野委員さんお願い致します。

8 番委員 〇〇の 2712、2713 番。場所は〇〇の北、〇〇橋渡りまして〇〇があります。

そこからすぐ横に、北向けに農道が走っております。約 600m 北向けに行きますと現地に行きますので、右側に見えるのは河原です。〇〇川が見える。ちょうど前が〇〇川の合流点になります。現在、生姜を作るようにしてありますがね。隣接地はトンネルの人参をやっております。

それから〇〇の方です。今話した〇〇から 600m ぐらい〇〇側に行ける集落側行ってもらいまして、〇〇から 50m ぐらい北へ町道を行ってもらいますと、東向けに農道が走っておりまして、そこから 150m ぐらいの所に現地の畑があります。2830 番から 2833 番になっております。隣接した土地は、春蒔きの大根をやっております。調査結果、何ら不都合はないと思います。以上です。

会 長 はい。続いて片岡久一郎委員お願い致します。

12 番委員 2 月 24 日に行ってきました。場所は〇〇の集落がある。127 番と 164 番は小道を挟んでひつついています。周囲は、127 番の方は東側は道で、西と北は宅地で、南は畑です。164 番は北と東西が道で、南側は畑です。それから 157 番。これは北と東が宅地で、南と西は畑です。160 番は東が宅地で北と西が畑です。南側は道になっております。今すでに野菜が植わっています。なんら問題ないと思います。

会 長 はい、ありがとうございました。

1 番委員 それでは私の方から説明いたします。〇〇さんから〇〇さんにですが、場所が〇〇となっております。隣接地につきましては、議案第 27 号の〇〇という写真の中で、道を挟んで中に青い部分がありますが、それが〇〇さんの分で、〇〇さんにいくという事で現在畑です。それから後、写真の黄色い部分、全て畑として耕作されております。それから〇〇。〇〇ゆうたら、この写真では 1759 番と 1733 番という事になっておりますが、この写真の丸しちゅう所がちよっと違いますので。最初の〇〇が写っておる 2 枚目の写真です。〇〇という所が書いておりますが、そこが上流です。それで〇〇という字の右から上向きに行った所が、今言うた〇〇という写真ですが、それからずっと右向け行きまして、上の道が途中で切れたようになってますが、それから上向きに上がって写真が切れる所の下に畑みたいなのがありますが、そこです。ここは現在栗などが植わっておりまして、畑になっております。それから〇〇、その写真のところです。〇〇、〇〇、丸をしちゅう所が違いますが、中山間地に入っておりまして現在もずっと上下全部田んぼとして作られておりま

す。上流の方がほとんどここは作っておりまして、真ん中の白うなってるのが農道で、この左向け行く道ですが、田んぼとして現在耕作されております。現在、中山間地域に入っておりますので、きれいに耕作されております。以上です。調査日は2月22日です。以上報告おわります。

会 長 この件につきまして委員の皆さんのご意見伺います。ありませんかね。

(質問、意見なし)

それでは、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員です。

議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、1番申請人が〇〇さん、調査委員は松井委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇2624番1、地目は台帳は田、現況が畑です。面積は70.00㎡の内23.00㎡という事で、転用の事由は墓地という事になっております。以上です。

会 長 はい、それでは調査委員の松井委員さんお願いします。

3番委員 説明します。23日に行ってきました。これ写真見て頂いたらわかるとおり、左の方に四差路になっているのが〇〇線と、上へ上がれば〇〇、下へ下りれば〇〇という道です。この分岐から約120m、〇〇の方に上っていきますけれども、その北側というのか、右側というのか〇〇川が流れておりまして、法面というのか、ずっと落ち込んでます。その中のあたりを町道が通っている訳ですが、その上側に申請人の畑が広がっております。その一部に墓を作るという事で、周りも全て申請人の土地です。それに東側は耕作地ですけども、北側と西側は農道と、その田畑へ出入りする広い道になっておりまして、影なんかも全然関係無しに、墓には丁度いい土地じゃないかと思いました。何ら問題ないと思います。

会 長 はい、ありがとうございました。

只今、調査委員の松井委員から報告ございましたこの件について委員の皆さんのご意見伺います。

(質問、意見なし)

議案第 28 号農地法第 4 条の規定による許可申請について賛成のかた挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。

議案第 29 号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、番号 1、申請人は〇〇〇〇さん、調査委員は片岡久一郎委員にお願いしています。

土地の所在地番は〇〇字〇〇3548 番、地目は田で面積は 234.00 ㎡です。

利用状況は倉庫が建ってしまして宅地です。

2 番は、申請人が〇〇〇〇さんで調査委員は山崎委員にお願いしています。

土地の所在地番は〇〇字〇〇1701 番、地目は畑で面積は 1057.00 ㎡、利用状況は山林です。畑は 2 筆の 1612.00 ㎡となっています。写真・切図等を付けたんですけれども、先程 3 条にありました〇〇と場所が近いので、この位置が確かじゃないようで申し訳ありません。以上です。

会長 それでは調査委員の片岡久一郎委員をお願いします。

12 番委員 24 日に事務局と一緒に行きました。もうすでに作業小屋が建っています。問題ないです。

1 番委員 それでは 2 番を私の方から。22 日に調査してきました。写真で言えば、〇〇の広う写った写真を見てください。場所は右の端の右上、角。今、畑で栗らあが植わっちゃうって言うたのは、この写真で切れそうなけど、その右側から上向け、30 年以上のモチノキが植わっております。地元の〇〇さんに教えてもらいました。もう現地はヒノキできれいに植わっておるという事です。山林と認めても問題ないという事です。以上です。

会長 議案第 29 号についてご意見ありませんかね。

(質問、意見なし)

無いようでしたら、議案第 29 号 非農地証明願いについて賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい全員です。

議案第 30 号 越知町農用地利用集積計画について(協議)でございます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により越知町長から諮問があ

った件について審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、番号1、貸し手〇〇〇〇さん、借り手は〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借の再設定で平成29年3月1日から平成31年2月28日までの2年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇78、現況地目は田、面積は297.00㎡です。他、合計で田が13筆の3533.00㎡と、畑は1筆の59.00㎡で、合計14筆3592.00㎡となっております。

2番、貸し手は〇〇〇〇さん、借り手は〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借の新規設定で平成29年3月1日から平成34年2月28日までの5年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇4263、現況地目は畑、面積は561.00㎡の1筆です。

3番 貸し手が〇〇〇〇さん、借り手が〇〇〇〇さん、利用権の種類は使用貸借の新規設定で、期間は平成29年3月1日から平成32年2月末までの3年間となっております。土地の所在地番は〇〇字〇〇909、現況地目は畑、面積は489.00㎡の1筆です。

尚、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしている事を確認しております。以上です。

会長 はい、議案第30号については協議事項でございますので、協議の方よろしくお願い致します。

〇〇君は山やったのを綺麗にしてしもうたか。畑にして。3500㎡いうたら全部やろう。

局長 上の方がまだちょっと残ってます。

会長 まだあるかね。

議案第30号 越知町農用地利用集積計画（協議）でございました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により越知町長より諮問があった件について賛成の方の挙手を求める。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。

議案については本日4件でございましたので、以上で議事を終わります。

その他に入ります。小休します。

閉会 午前9時45分

